（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 1～244　（略） 245　体細胞遺伝子変異解析システム（抗悪性腫瘍薬適応判定用）	別表 1～244　（略） （新設）

○**厚生労働省農林水産省告示第一号**

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十七条の規定に基づき、指定認定機関から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成三十年一月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　**齋藤**　健

指定認定機関の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更の年月日
一般社団法人全国清涼飲料連合会	東京都中央区日本橋室町三丁目三番三号	東京都千代田区神田須田町二丁目九番二号	平成二十九年九月十一日

○**厚生労働省農林水産省告示第二号**

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項後段の規定に基づき、平成二十九年十二月二十日付けをもって認定業務規程の変更を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成三十年一月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　**齋藤**　健

一　認定業務規程を変更した指定認定機関の名称及び住所並びに当該認定業務規程に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の住所	食品の種類
一般社団法人全国清涼飲料連合会	東京都千代田区神田須田町二丁目九番二号	清涼飲料水

二　変更された指定認定機関の認定業務規程

変更された指定認定機関の認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課及び農林水産省食料産業局食品製造課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

○**厚生労働省農林水産省告示第三号**

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第五条第四項において準用する同法第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十日付けをもって認定高度化基準の変更を認定したので、同法第五条第四項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき、公表する。

平成三十年一月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　**齋藤**　健

一　認定高度化基準を変更した認定法人の名称及び住所並びに当該認定高度化基準に係る食品の種類

認定法人の名称	認定法人の住所	食品の種類
一般社団法人全国清涼飲料連合会	東京都千代田区神田須田町二丁目九番二号	清涼飲料水

二　変更された清涼飲料水の認定高度化基準

変更された清涼飲料水の認定高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課及び農林水産省食料産業局食品製造課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

○**農林水産省告示第四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月九日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　富山県南砺市杉尾字北ノ平二の二・字八ケ谷二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字南原平三五、三八、字南原二二八、大島字中尾六、九、一〇、字東山一一七、下梨字上開地四八六、四八七の一、四八八の一、一〇四二の一、一〇四四、一〇四八、小来栖字田ノ口八四三、八四七、八四八の一、八四八の三、字上村口八五四の一、八五五、利賀村坂上字石橋一六、一七、利賀村水無字水無山六の一・六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、利賀村百瀬川字東山一四八の一から一四八の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月九日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町上畑野川乙六三の二、乙六三の三、乙六三の五、乙七二の六、乙七五、乙七五の二、乙九九の四、乙九九の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上畑野川乙六三の五・乙七二の六・乙七五・乙七五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月九日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　駐車場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）